

# 三島市食育基本条例の概念図

## 【第1章】

### 目的

- 理念・市の責務・市民等の役割・施策の基本事項を定め ⇒ 総合的、計画的に推進
  - 食を楽しく学び、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む
- ↓
- 健康で文化的な生活の実現への寄与

### 基本理念

- 1 健康の増進と豊かな人間形成の助長
- 2 自然の恩恵や食に関わる活動への感謝の念や理解の醸成
- 3 食品安全性等の情報提供などによる適切な食生活の実践
- 4 日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮、農産物による地域活性化の推進
- 5 自然を大切に作る心の育成、環境に配慮した食生活による地球環境の保全への寄与
- 6 あらゆる機会や場所を利用した体験活動の実施、自ら食育の推進活動の実践

### 食育に対する責務・役割

#### 市の責務

- 総合的・計画的な施策の実施
- 地域特性の活用と広域的な推進
- 市民、事業者等との協働

#### 市民等の役割

- 食の知識、判断力の習得
- 健全な食生活の実践
- 家庭における子どもへの指導等

#### 教育関係者等の役割

- 教育分野における積極的な推進
- 食物・栄養等の教育関係者による主導的な取り組み

#### 農業者等の役割

- 体験や交流による自然、農業への理解の醸成、教育関係者との連携
- 安全、安心な食料の生産、供給

#### 食品関連事業者等の役割

- 事業活動上の自主的・積極的な推進、市の施策への協力
- 安全な食品の供給、情報の提供

## 【第2章】

### 基本計画

- 食育の基本方針・目標・施策を定めた基本計画の作成(三島市食育基本計画)

## 【第3章】

### 基本的施策

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ 1 健康な体を保つための取組<ul style="list-style-type: none"><li>*食や健康増進に関する講演会や情報提供</li><li>*栄養、食生活等への指導、教育の充実</li></ul></li><li>■ 2 豊かな心を育むための取組<ul style="list-style-type: none"><li>*食習慣の習得と食を楽しむ機会の提供</li><li>*農業の体験 *学校等の指導体制の整備</li></ul></li><li>■ 3 食品の安全性等の確保への取組<ul style="list-style-type: none"><li>*安全性の情報提供 *生産者育成への支援</li><li>*市民、消費者団体への情報提供・支援</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 4 食文化を守り育てるための取組<ul style="list-style-type: none"><li>*伝統的、地域的食文化の啓発普及 *地域農産物の学校給食への利用等、地産地消の推進</li></ul></li><li>■ 5 環境を未来に引き継ぐための取組<ul style="list-style-type: none"><li>*環境教育の実施 *環境と調和した農業の支援</li><li>*食品廃棄物の発生抑制、再生利用等の普及</li></ul></li><li>■ 6 食育推進活動の展開<ul style="list-style-type: none"><li>*普及啓発行事や期間指定の実施 *専門家の養成</li><li>*関係者相互の交流支援 *ボランティアとの連携</li></ul></li></ul> |
|---|---|

## 【第4章】

### 推進体制

- 食育基本法に基づく三島市食育推進会議の設置(20人以内)